

岐阜市立図書館をご利用の皆さまへ お知らせします。



7月18日の岐阜市立中央図書館開館にあわせて、岐阜市立図書館の利用ルールが変わります。主な変更点は以下のとおりです。皆さまのご理解とご協力をお願い致します。

なお、利用カードについては、これまでも原則利用者本人による利用とさせていただいておりました。未就学児を除き、利用カードを他人に譲渡若しくは貸与し利用する（させる）ことはできませんので、ご理解の程、よろしくお願いします。

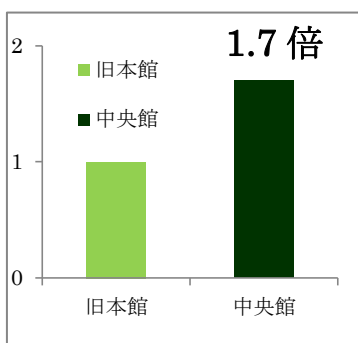
●開館時間

中央図書館について、開館時間が**午前9時から午後8時**までとなります。

午前9時から

午後8時まで

（旧本館に比べ、年間開館時間が約**1.7倍**となり拡大します。）

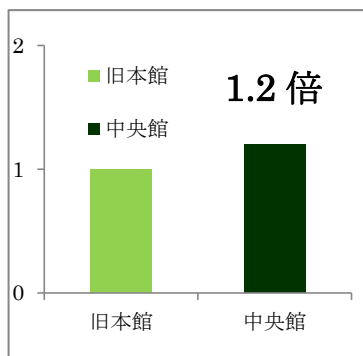


●開館日

中央図書館について、臨時で休館する場合を除き、休館日が**毎月最終火曜日と年末年始（12/31から1/3）**のみとなり、開館日数が増加します。

毎月最終火曜日
+
年末年始(12/31から1/3)

（旧本館に比べ、年間開館日数が約**1.2倍**となり拡大します。）



●利用カード有効期間の設定

7月18日以後、新たに交付する利用カードには有効期間が設けられます。有効期間は利用カード交付の日から**5年間**となり、**更新**が必要となります。

●利用カード交付対象者の変更

7月18日以後、新たに交付する利用カードの交付対象者が変更となります。交付対象は**県内に在住している方、市内に在勤・在学している方**となります。



（7月17日までに交付された従来の利用カードは、当分の間利用カードとして利用いただけます。従来の利用カードの有効期間については、あらためてお知らせいたします。）

●図書館資料の貸出しルールの変更

図書館資料を貸出しする際の条件が変わります。図書館資料の返却を**延滞していないこと**の条件が追加されます。

●予約・リクエストの上限

図書館資料の予約・リクエストについて、上限数を3点から**5点**（うちリクエストは岐阜市在住・在勤・在学の方が対象で3点）に拡大します。

